

議案第16号

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成24年2月16日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例

杉並区特別区税条例（昭和39年杉並区条例第41号）の一部を次のように改正する。

第51条中「4,618円」を「5,262円」に改める。

附則第5条及び第6条を次のように改める。

第5条及び第6条 削除

附則第6条の2第1項中「2,190円」を「2,495円」に改める。

附則第15条第1項中「この条において」を「この項において」に、「）については」を「）がある場合には、特例損失金額（同条第3項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について」に、「当該特例損失金額」を「当該損失対象金額」に改め、「年度分」の次に「で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分」を加え、「平成23年」を「当該損失対象金額が生じた年」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項前段」を「前項前段」に、「特例損失金額」を「損失対象金額」に、「この条において」を「この項において」に、「平成23年」を「当該親族資産損失額が生じた年」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削り、同条第5項を同条第3項とする。

附 則

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第5条及び第6条の改正規定並びに次条の規定 平成25年1月1日
- (2) 第51条の改正規定及び附則第6条の2第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 平成25年4月1日

第2条 平成24年12月31日以前に支払うべき退職手当等（この条例による改正前の杉並区特別区税条例第37条の2に規定する退職手当等をいう。）に係る同条例附則第5条第1項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

第3条 平成25年4月1日前に課した、又は課すべきであった特別区たばこ税については、なお従前の例による。

（提案理由）

退職所得の分離課税に係る所得割の額の特例を廃止する等の必要がある。

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(たばこ税の税率)</p> <p>第51条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>5,262円</u>とする。</p> <p>附 則</p> <p><u>第5条及び第6条 削除</u></p>	<p>(たばこ税の税率)</p> <p>第51条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>4,618円</u>とする。</p> <p>附 則</p> <p><u>(区民税の分離課税に係る所得割の額の特例等)</u></p> <p><u>第5条 分離課税に係る所得割の額は、</u> <u>当分の間、第37条の3及び第37条の4の規定を適用して計算した金額からその10分の1に相当する金額を控除して得た金額とする。</u></p> <p><u>2 前項の規定の適用がある場合における第37条の8及び第37条の14第1項の規定の適用については、これらの規定中「第37条の4」とあるのは、「第37条の4並びに附則第5条第1項」とする。</u></p> <p><u>第6条 削除</u></p>
<p>(たばこ税の税率の特例)</p> <p>第6条の2 たばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和40年法律第122号)第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時における品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税</p>	<p>(たばこ税の税率の特例)</p> <p>第6条の2 たばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和40年法律第122号)第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時における品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税</p>

の税率は、第51条の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき2,495円とする。

2 略

(東日本大震災に係る雑損控除額等の特例)

第15条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第42条第3項に規定する特例損失金額(以下この項において「特例損失金額」という。)がある場合には、特例損失金額(同条第3項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。)について、平成22年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第18条の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の平成24年度以後の年度分当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の区民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

の税率は、第51条の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき2,190円とする。

2 略

(東日本大震災に係る雑損控除額等の特例)

第15条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第42条第3項に規定する特例損失金額(以下この条において「特例損失金額」という。)については

_____、平成22年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第18条の規定により控除された金額に係る当該特例損失金額は、その者の平成24年度以後の年度分_____
_____の区民税に係るこの条例の規定の適用については、平成23年_____において生じなかつたものとみなす。

2 前項の規定の適用を受けた所得割の

2 前項前段 の場合において、第18条の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第42条第3項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成24年度以後の年度分の区民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

納税義務者の同項の規定により適用される第18条の規定により控除された金額に係る特例損失金額が平成24年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成23年」とあるのは、「当該特例損失金額が生じた年」とする。

3 第1項前段の場合において、第18条の規定により控除された金額に係る特例損失金額のうち、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第42条第3項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この条において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成24年度以後の年度分の区民税に係るこの条例の規定の適用については、平成23年 _____において生じなかつたものとみなす。

4 第1項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第18条の規定により控除された金額に係る親族資産損失額が平成24年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成23年」とあ

3 略

るのは、「当該親族資産損失額が生じた年」とする。

5 略

杉並区特別区税条例の主な改正点

税目	改正内容	関係条項	施行日									
特別区民税	<p>退職所得の分離課税に係る所得割の額の特例の廃止</p> <p>平成 25 年から、退職所得の分離課税に係る所得割について、その所得割の額からその 10 分の 1 に相当する金額を控除する措置を廃止することとする。</p>	<p>区税条例 附則第 5 条 地方税法 附則第 7 条</p>	<p>平成 25 年 1 月 1 日</p>									
特別区たばこ税	<p>たばこ税の税率の改正</p> <p>たばこ税の税率を、平成 25 年 4 月 1 日以後に売渡し等が行われた製造たばこから、1,000 本につき 644 円（旧 3 級品は 305 円）引き上げることとする。</p> <table border="0" data-bbox="304 1099 970 1218"> <tr> <td>1,000 本につき</td> <td>旧 3 級品以外</td> <td>旧 3 級品</td> </tr> <tr> <td><改正案></td> <td>5,262 円</td> <td>2,495 円</td> </tr> <tr> <td><現 行></td> <td>4,618 円</td> <td>2,190 円</td> </tr> </table> <p>法人実効税率の引下げ等による都道府県と市町村の法人関係税の増減収を調整する措置として、都たばこ税の一部を特別区たばこ税に移譲するため、都たばこ税と特別区たばこ税の合計額は変わらない。</p>	1,000 本につき	旧 3 級品以外	旧 3 級品	<改正案>	5,262 円	2,495 円	<現 行>	4,618 円	2,190 円	<p>区税条例 第 51 条及び 附則第 6 条の 2 地方税法 第 468 条及び 附則第 30 条 の 2</p>	<p>平成 25 年 4 月 1 日</p>
1,000 本につき	旧 3 級品以外	旧 3 級品										
<改正案>	5,262 円	2,495 円										
<現 行>	4,618 円	2,190 円										